

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 軽ダンプトラック車検整備業務
- 2 履 行 場 所 受注者の指定する場所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年12月15日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません
- 2 見積参加要件 本店、支店または営業所が三重県、岐阜県または愛知県内に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見積書 令和7年10月23日 12:00 まで
提出期限
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5)質 問 書 令和7年10月16日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月24日 12:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち課税対象額の110分の100に相当する金額に非課税相当額を加えた金額を見積書に記載してください。
②課税対象及び非課税対象金額が分かるよう、見積書に内訳を記載してください。
③見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

軽ダンプトラック車検整備業務
仕 様 書
令和 7 年 1 0 月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第 1 節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する、軽ダンプトラック車検整備業務（以下「業務」という。）に適用する。

第 2 節 履行

1. 業務概要

本業務は、発注者が所有している第 4 項の車両 1 台について、車検整備（車検及び車検に必要な整備又は修理をいう。以下同じ。）及び不具合箇所の修理を行うものである。

2. 履行場所

受注者の指定する場所

発注者が車両を持ち込み、完了後は発注者が取りに行くものとする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 1 2 月 1 5 日までとする。

なお、車検については令和 7 年 1 1 月 2 8 日までに実施することとする。

4. 履行範囲

（1）車検整備の車両及び整備内容は、次のとおりである。

登録番号	三重 480 き 1127
初年度登録年月	平成 19 年 10 月
車名	ダイハツ ハイゼットダンプ
車両重量	930 kg
車両総重量	1,390 kg
車台番号	S210P-2124054
型式	LE-S210P
原動機の型式	EF
燃料の種類	ガソリン
車検満了日	令和 7 年 11 月 28 日
整備内容	①車検整備一式（法定費用含む） ②オイル及びエレメント交換 ③ワイパーゴム交換

（2）車検整備を行うに当たり、事前に整備が必要な箇所を点検し、整備が必要な箇所を発見した場合は、速やかに発注者へ見積書を提出するものとし、発注者と受注者が協議の上、修理箇所を決定するものとする。なお、当初の見積額が変更となる場合は、変更契約の対象とする。

第 3 節 報告

受注者は、次のことについて、発注者に報告するものとする。

① 業務の施行日の報告及び完了報告について提出するものとする。

② 受注者は、事故、故障が発生した場合や破損等を発見した場合には、発注

者に対して速やかに報告しなければならない。万一車両に損傷等を与えた場合は、受注者の負担において修理するものとする。

第4節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

番号 00026

自動車検査証

令和 5年 11月 29日

軽自動車検査協会



車 両 番 号		交 付 年 月 日		初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状		
三重 480 き 1127		平成 19年 10月 18日		平成 19年 10月	軽自動車	貨物	自家用	ダンプ [022]		
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車 両 総 重 量		長 さ	幅	高 さ	
S210P-2124054		2人	350kg	930kg	1390kg		339cm	147cm	184cm	
車 名	型 式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は総出力	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号	類別区分番号		
ダイハツ [151]	LE-S210P	EF	ガソリン	0.65l	510kg	420kg				
使用者	氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構 長良川河口堰管理所								
	住 所	三重県桑名市長島町十日外面136 [24504 3157]								
所有者	氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構								
	住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 [11005 0073]								
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ								
有効期間の満了する日		備考 【三重】 継続検査 【軽自動車OSS】 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB** 【自動車重量税額】 ¥8,200* 【走行距離計表示値】 29,600km (令和5年11月29日)* 【旧走行距離計表示値】 28,000km (令和3年10月12日)* 【受検種別】 指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり* 【受検形態】 指定整備工場* 【積載物品名】 土砂以外**								
令和 7年 11月 28日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										
年 月 日										

OCR51-5850

002-27

54-02515



軽自動車検査協会

裏面もご覧ください

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月10日に交付された軽ダンプトラック車検整備業務の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。